

茨市推第 1007 号  
令和 2 年 9 月 1 日

各地区連合自治会長の皆様  
各地域自治組織 代表者様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた取組みについて（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、令和 2 年 8 月 31 日（月）に新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、1 週間の新規感染者が 3 週間連続で減少している現在の感染状況を踏まえ、**一律の 5 人以上の宴会自粛要請を変更し、多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会を控えること、また、引き続き、高齢者の方たちに対して、感染リスクの高い環境を避けること等**を府民の皆様にご要請されています。

つきましては、別紙のとおり、イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請が示されておりますので、引き続き、適切な感染予防に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## イエローステージ（警戒）1への移行について

### ➤イエローステージ2への移行は、次のいずれかに該当する場合

（7/28 第22回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）

① 重症又は軽症中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合。

- ・重症病床 : 概ね35%
- ・軽症中等症病床 : 概ね50%

② ①の基準に達しない場合であっても、国や他の大都市と協議して共同で施設の使用制限等を実施する場合

### ➤②に準じて、イエローステージ2に移行（7/31 第23回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）

#### 【現在の感染状況】

- 新規陽性者数が減少傾向であること
- 重症病床使用率が概ね35%未満、軽症中等症病床使用率が概ね50%未満であること



以上を踏まえ、イエローステージ（警戒）1に移行

## イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ1の期間（9月1日～9月18日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

### ●府民への呼びかけ

➤ 府民に対し、次の内容を要請。

・ **多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること**

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 高齢者の方</li><li>2 高齢者と日常的に接する家族</li><li>3 高齢者施設・医療機関等の職員</li></ol> | } は、感染リスクの高い環境を避け、<br>少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること |
|--|--|

・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

## ● イベントの開催について (府主催 (共催) のイベントを含む)

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること

### 【参加人数の上限】

○屋内・屋外：5,000人以下

### 【収容率】

○屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること

○屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- ※ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- ※ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討
- ※ 期間中（9月1日～18日）に、国の方針が変更される場合、国に準じて緩和

## ●施設について（府有施設を含む）

➤ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること

2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること

4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

## ●経済界へのお願い

### 1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること

2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

3. テレワーク70%を推進すること

出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

4. 体調の悪い方は出勤させないこと

体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること

5. 感染拡大を防止するため、

- ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
- ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
- ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること

## ●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること